

ノ一部活動デー基本方針

(原則)

学期中は、週当たり2日程度の休養日を設定する。

長期休業中も学期中に準じる。

当初設定した休養日やその直前に大会・コンクール等、やむを得ない事情が入った場合などでは、活動日設定週の翌週から16週以内に休養日を設定し直します。

(年末年始や定期考査中の休日に振り返ることもあります。)

年間で平日50日程度、休業日に50日程度の休業日を設定します。

2018年10月17日